

## 令和 6 年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書における 徴収月別特別徴収税額等の記載誤りについて

令和 6 年度 個人市民税・府民税・森林環境税 納税通知書（以下、「納税通知書」）において、令和 6 年度に実施する定額減税計算後の徴収月別特別徴収税額等の一部を誤って記載し、通知していたことが判明しました。

なお、記載誤りは各徴収月別特別徴収税額等であり、減税額及び令和 6 年度の年税額に誤りはありません。

記載に誤りのあった方には、ご迷惑をおかけすることを深くお詫びいたします。

今後このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底します。

### 1 対象者

次の条件をすべて満たす方 約 2,200 人（6 月 11 日時点）

- ①納税通知書を送付した方のうち、公的年金からの特別徴収税額がある方で、かつその他の徴収区分（普通徴収・給与からの特別徴収）もある方
- ②令和 6 年度の年税額のうち所得割額が減税可能額を下回る方

### 2 記載誤りの内容

- (1) 公的年金からの仮特別徴収税額（令和 7 年 4 月、6 月、8 月の特別徴収税額）の誤り  
正しい仮特別徴収税額に定額減税額分（最大：1 万円×（本人＋扶養人数））を誤って上乗せして表記していた。約 2,200 人（対象者全員）
- (2) 各徴収月別特別徴収税額等の税額配分誤り（①②のいずれも年税額は正しい額です。）
  - ①今年度からの新たな年金受給者など一部の対象者については特別徴収が行えないため 6 月及び 8 月分については、普通徴収（納付書による納付）の対象となるが、この税額の全部もしくは一部を 10 月以降の特別徴収税額に上乗せしていた。約 800 人
  - ②10 月分に徴収すべき税額の一部を誤って過少に算出し、12 月及び 2 月分の税額に上乗せしていた。約 1,400 人

#### 【参考 特別徴収税額の算出方法】

特別徴収開始年度

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
×	普通徴収（納付書で納付）		特別徴収（年金から引き落とし）		
×	(2) ① 年税額の 4 分の 1	① 年税額の 4 分の 1	年税額の 6 分の 1 (本徴収※2)	年税額の 6 分の 1 (本徴収※2)	(2) ② 年税額の 6 分の 1 (本徴収※2)

## 2 年目以降

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
特別徴収（年金から引き落とし）					
(1) 前年度の公的年金等の所得にかかる年税額の 6 分の 1 ずつ（仮徴収 <sup>※1</sup> ）			（年税額－8 月分までの徴収税額）の 3 分の 1 ずつ（本徴収 <sup>※2</sup> ）		

※1 年金所得にかかる年税額は毎年 6 月に決定し、7 月に年金保険者へ特別徴収を依頼します。このため、新年度の 4 月、6 月、8 月は前年度の年金所得にかかる年税額の半額を 3 分の 1 にした金額（6 分の 1 にした金額）をそれぞれ仮徴収として特別徴収されます。

※2 10 月、12 月、2 月の徴収分については、年金所得にかかる年税額から、仮徴収された金額を差し引いた残額を 3 分の 1 にした金額をそれぞれ本徴収として特別徴収されます。

## 3 発覚経緯

6 月 4 日（火）～5 日（水）：納税通知書を発送

6 月 6 日（木）：市民から数件の問い合わせがあり、庁内で確認した結果、誤りが判明

6 月 7 日（金）～10 日（月）：システム開発業者に対し、誤りの原因究明と影響範囲の調査を指示

## 4 原因

- ・税総合電算システム中で「1 対象者」の年金特別徴収について、実際の定額減税の適用に関わらず可能額全額を減税したものと仮特別徴収税額を計算する仕様となっていたため。
- ・定額減税にかかるシステム改修時に税務部において、一定数のパターン（20 件程度）を想定し、職員による手計算とシステムによる計算が一致するか確認していたが、今回の誤り事例を想定した検算は行えていなかった。

## 5 今後の対応

- ・対象者のうち今年度より公的年金からの特別徴収が開始となる方については、優先して税額修正を行い、納税通知書及び納付書を発送します。
- ・それ以外の方についても修正作業を行い、6 月中旬に修正後の納税通知書を発送します。
- ・その他の誤りがないかどうかについて、今週末までにシステム開発業者と確認を行います。

## 6 再発防止策

- ・システム改修にあたっては、仕様変更内容について、要件抽出漏れがないよう確認する職員を増やすなどチェック体制を強化します。
- ・システム開発業者との協議を綿密に行い進捗管理の徹底を行います。

問 い 合 わ せ 先	（個人市民税・府民税・森林環境税システムについて） 担 当 課：財政局 税務部 税務運営課 電 話：072-228-7456 ファックス：072-228-7618
	（個人市民税・府民税・森林環境税の課税について） 担 当 課：財政局 税務部 市税事務所 市民税課 電 話：072-231-9754 ファックス：072-251-5632